

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月10日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合規則第1号



鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
別記 様式第1号（第4条関係）	保有個人情報開示請求書 [省略]	保有個人情報開示請求書 [省略]
	[省略]	[省略]
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
[省略]	[省略]	[省略]
(注意事項)		
1・2 [省略]		
3 本人が開示請求をする場合は、 <u>運転免許証、個人番号カード</u> その他の本人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。		3 本人が開示請求をする場合は、 <u>運転免許証、健康保険被保険者証</u> その他の本人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
4～6 [省略]		4～6 [省略]
7 手数料等の減額又は免除を受けようとする場合は、本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていることを理由とする場合はこれを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合はその事実を証明する書類を添付してください。		7 手数料等の減額又は免除を受けようとする場合は、本人が生活保護法の規定による保護を受けていることを理由とする場合はこれを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合はその事実を証明する書類を添付してください。
8 [省略]		8 [省略]
様式第3号（第5条関係）	保有個人情報開示決定通知書 [省略]	保有個人情報開示決定通知書 [省略]

[省略]	[省略]
写しの送付を希望する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用に要する費用 (見込額)	準備に要する日数： 日 送付に要する費用、 円 ※送付に要する費用に加えて、写しの交付に係る手数料を支払う必要があります。
[省略]	

(注意事項)

- 1 [省略]
- 2 本人が開示を受ける場合は、この通知書及び本人であることを証明する書類 (運転免許証、個人番号カード等) を提示してください。
- 3・4 [省略]

様式第14号 (第9条関係)

保有個人情報訂正請求書 [省略]	
[省略]	[省略]
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※代理権の確認	[省略]

(注意事項)

- 1～3 [省略]
- 4 本人が訂正請求をする場合は、運転免許証、個人番号カードその他の本人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 5～8 [省略]

様式第18号 (第11条関係)

[省略]	[省略]
写しの送付を希望する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用 (見込額)	準備に要する日数： 日 送付に要する費用、 円 ※送付に要する費用に加えて、写しの交付に係る手数料を支払う必要があります。
[省略]	

(注意事項)

- 1 [省略]
- 2 本人が開示を受ける場合は、この通知書及び本人であることを証明する書類 (運転免許証、健康保険被保険者証等) を提示してください。
- 3・4 [省略]

様式第14号 (第9条関係)

保有個人情報訂正請求書 [省略]	
[省略]	[省略]
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※代理権の確認	[省略]

(注意事項)

- 1～3 [省略]
- 4 本人が訂正請求をする場合は、運転免許証、健康保険被保険者証その他の本人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 5～8 [省略]

様式第18号 (第11条関係)

保有個人情報利用停止請求書 [省略]		保有個人情報利用停止請求書 [省略]	
[省略]	[省略]	[省略]	[省略]
※請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※代理権の確認	[省略]	[省略]	[省略]
(注意事項) 1～3 [省略] 4 本人が訂正請求をする場合は、運転免許証、 <u>個人番号カード</u> その他の本人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。 5～8 [省略]		(注意事項) 1～3 [省略] 4 本人が利用停止請求をする場合は、運転免許証、 <u>健康保険被保険者証</u> その他の本人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。 5～8 [省略]	
備考 表中の [ ] の記載は、注記である。			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律等施行規則別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第14号及び別記様式第18号の規定については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

